

労働相談 Q&A



寄せられた相談をもとに、お答えします。

Q 宮崎県最低賃金が853円になりましたが、自分の給与が最低賃金を上回っているかを確認する方法を教えてください。

A

【最低賃金制度について】

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、事業主は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者と事業主双方の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

【最低賃金の種類】

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類があります。

「地域別最低賃金」は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその事業主に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ全部で47件の最低賃金が定められています。

「特定最低賃金」は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なり、宮崎県では4件の特定最低賃金が定められています。

【最低賃金の対象となる賃金の種類】

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から以下の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

【最低賃金額以上かを確認する方法】

賃金形態に応じて、主に以下の3つの方法により確認することができます。

- (1) 時間給制の場合
時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合
日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
※ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 $\geq$ 最低賃金額(日額)
- (3) 月給制の場合
月給 $\div$ 1ヶ月の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
※(1)～(3)以外の給与形態(出来高制など)については、宮崎労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

【計算例】

1日の労働時間8時間、1年間の労働日数240日、給与形態が月給制で基本給150,000円、通勤手当2,000円の場合

- ① 240日 $\times$ 8時間 $\div$ 12ヶ月 $=$ 160時間…1ヶ月の平均所定労働時間
- ② 最低賃金の対象となる賃金が「基本給」となり、
基本給150,000円 $\div$ 160時間(1ヶ月の平均所定労働時間) $=$ 937.5円…時間に換算した金額
- ③ ②で計算した937.5円と宮崎県の最低賃金853円を比較すると、最低賃金以上になります。

最低賃金制度について詳しくは、宮崎労働局(賃金室)または労働基準監督署にお問い合わせください。

- (1)宮崎労働局(賃金室) 0985-38-8826 (2)宮崎労働基準監督署 0985-29-6000 (3)延岡労働基準監督署 0982-34-3331
(4)都城労働基準監督署 0986-23-0192 (5)日南労働基準監督署 0987-23-5277

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

相談先 宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/都城/日南/延岡)

宮崎県中小企業労働相談所

検索

お問合せ先 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL:0985-26-7106